

議案第14号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 2月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

行政系人事制度の改正による職務の級の改正に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第32条中「急行料金及び」を「、急行料金及び」に改め、同条第1号ア中「6級」を「5級」に改め、同号イ中「5級」を「4級」に改め、同条第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第33条第1号ア及びイ中「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改める。

別表第1(1)の部中「8級以上」を「6級」に、「7級及び6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改め、同表(2)の部中「6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に、「4級」を「3級」に、「3級」を「2級」に改める。

別表第2中「8級以上」を「6級」に、「7級及び6級」を「5級」に、「5級」を「4級」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葛飾区議会等の求めにより出頭する者等の費用弁償に関する条例（昭和41年葛飾区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「6級」を「5級」に改める。